

平成 27 年 7 月 23 日
事 務 連 絡

全国電気管理技術者協会連合会 会長

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

鳥獣による農作物等の被害の防止に係る電気さくの施設における安全確保について

平成 27 年 7 月 19 日に、鳥獣による観賞用植物への被害の防止を目的として設置された電気さくによる感電死傷事故が発生しました。

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 74 条の規定では、「電気さく（屋外において裸電線を固定して施設したさくであって、その裸電線に充電して使用するものをいう。）は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であって、絶縁性がないことを考慮し、感電又は火災のおそれがないように施設するときは、この限りでない。」とされており、電気さくの施設に当たっては、感電防止のための適切な措置を講じることが必要です。

今回の事故では、施設に当たって、上記のような適切な措置が講じられていなかった可能性があります。

鳥獣被害防止用の電気さくの施設に当たっては、下記事項を遵守すれば感電が防止できるところ、今回のような感電事故の再発を防止するため、貴会傘下会員等に対して周知いただくようお願い致します。

記

1. 電気さくを施設した場所には、人が見やすいように適当な間隔で危険である旨の表示をすること。
2. 電気さくは、次のいずれかに適合する電気さく用電源装置から電気の供給を受けるも

のであること。

イ 電気用品安全法の適用を受ける電気さく用電源装置

ロ 感電により人に危険を及ぼすおそれのないように出力電流が制限される電気さく用電源装置であって、次のいずれかから電気の供給を受けるもの

(イ) 電気用品安全法の適用を受ける直流電源装置

(ロ) 蓄電池、太陽電池その他これらに類する直流の電源

3. 電気さく用電源装置（直流電源装置を介して電気の供給を受けるものにあつては、直流電源装置）が使用電圧30V以上の電源から電気の供給を受けるものである場合において、人が容易に立ち入る場所に電気さくを施設するときは、当該電気さくに電気を供給する電路には次に適合する漏電遮断器を施設すること。

イ 電流動作型のものであること。

ロ 定格感度電流が15mA以下、動作時間が0.1秒以下のものであること。

4. 電気さくに電気を供給する電路には、容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を施設すること。

以上

「電気さく」の設置に関するQ&A

Q. 「電気さく」は自由に設置できますか？

A. 電気さくは、田畑や牧場などで、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り設置できます。設置に際しては、前ページの「電気さくを設置する際の主な注意点」を守る必要があります。

Q. 「電気さく」の設置の際に守らなければならない基準は何ですか？

A. 電気さくは、電気事業法で設置方法が定められており、満たさなければならない主な基準は以下の通りです。

- ① 危険である旨の表示をすること。
- ② 出力電流が制限される電気さく用電源装置を使用すること。
- ③ 漏電遮断器を設置すること。
- ④ 専用の開閉器(スイッチ)を設置すること。

Q. 「電気さく」の設置方法に関する問い合わせ先はどこですか？

A. 電気さくの設置方法については、以下のとおり、お近くの経済産業省の産業保安監督部等までお問い合わせ下さい。

北海道産業保安監督部	(011-709-1795)
関東東北産業保安監督部東北支部	(022-221-4947)
関東東北産業保安監督部	(048-600-0386)
中部近畿産業保安監督部	(052-951-2817)
北陸産業保安監督部	(076-432-5580)
中部近畿産業保安監督部近畿支部	(06-6966-6056)
中国四国産業保安監督部	(082-224-5742)
中国四国産業保安監督部四国支部	(087-811-8585)
九州産業保安監督部	(092-482-5519)
那覇産業保安監督事務所	(098-866-6474)
経済産業省商務流通保安グループ電力安全課	(03-3501-1742)

..... このパンフレットに関するお問い合わせ先

経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL : 03-3501-1742 FAX : 03-3580-8486



鳥獣害対策用の 電気さくについて

平成27年7月



「電気さく」とは？

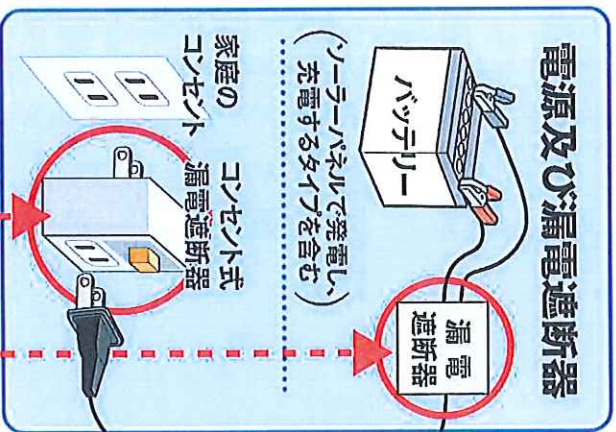
● 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。

● 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置方法が定められています。

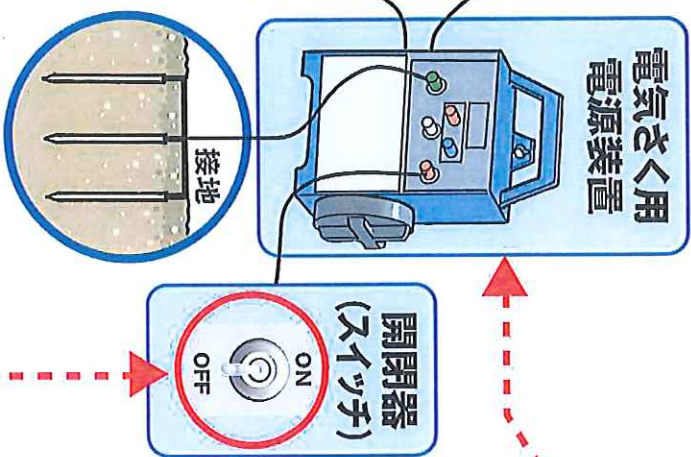
「電気さく」を設置する際の主な注意点

❗ **電気さく用電源装置の使用**
電気さくに電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼすおそれのないように、出力電流が制限される電気さく用電源装置を用いる必要があります。

電源及び漏電遮断器



電気さく用電源装置



❗ 漏電遮断器の設置

電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源(家庭のコンセントなど)から電気を供給するときは、漏電による危険を防止するために、漏電遮断器を設置する必要があります。

❗ 専用の開閉器 (スイッチ) の設置

電気さくに電気を供給する回路には、電気さくの事故等の際に、容易に電源から解放できるように、専用の開閉器(スイッチ)を設置する必要があります。

❗ 危険である旨の表示

電気さくを設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。

